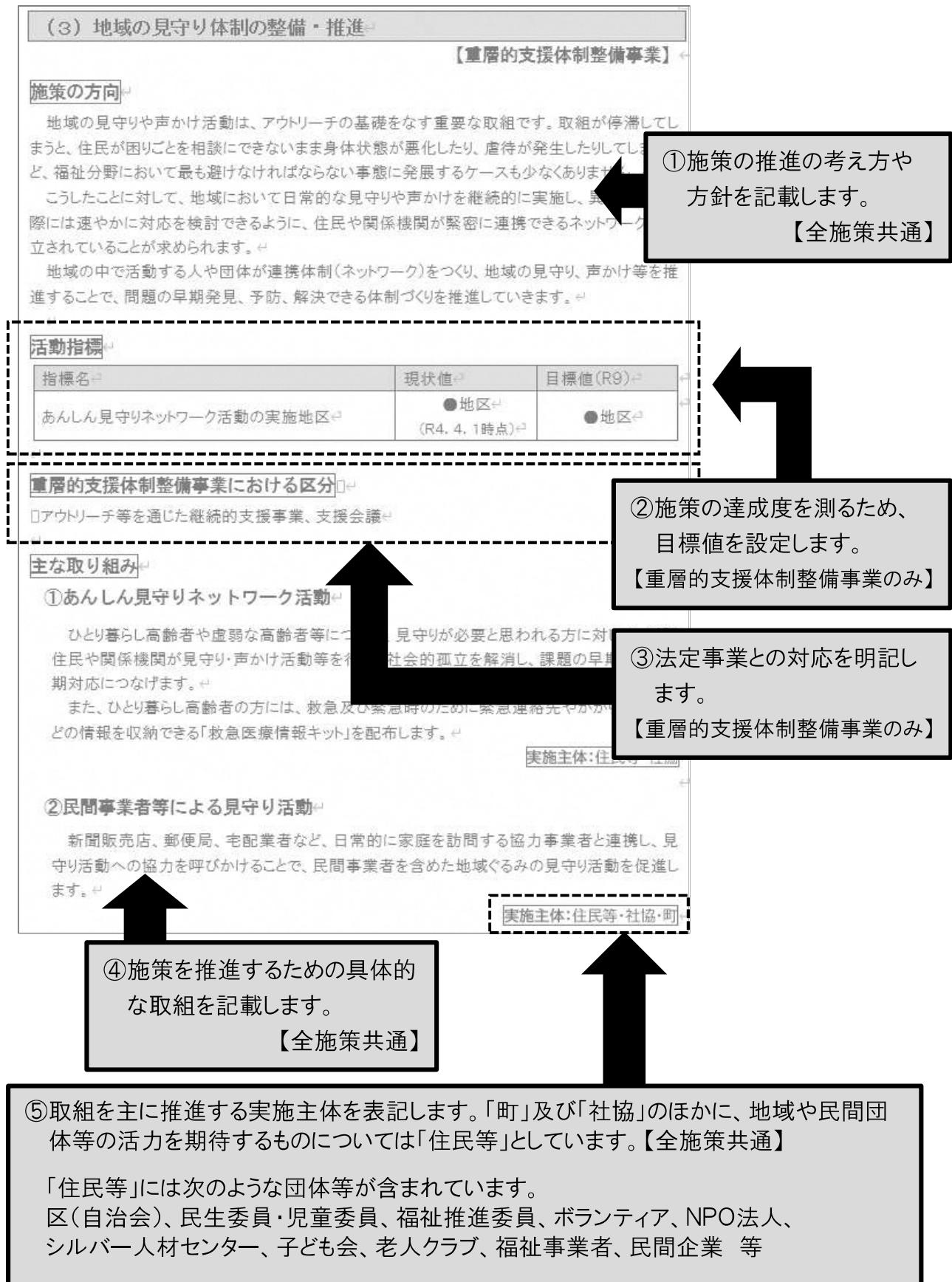


第4章 施策の展開

【第4章の見方】



基本目標1 支え合う“人”と“つながり”の醸成

(1) 福祉意識の醸成

施策の方向

個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で年齢や障がいの有無に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援するためには、住民すべてがお互いに支え合わなければなりません。これを地域において具現化していくために最も重要なものが、住民の理解と行動です。このため、各種研修や広報・啓発、教育、体験活動等を通じて、すべての住民の支え合いの行動につながるよう、福祉への理解を深めます。

また、世代によって利用する情報媒体は大きく違っており、画一的な情報発信では十分とは言えません。多様な手段・媒体を活用し、市民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報が入手できるような情報発信を行います。

主な取組

①広報・啓発活動の充実

お互いが支え合える地域にしていくためには、住民一人ひとりの思いやりやいたわりの心を醸成する必要があります。そのための広報・啓発活動に努めます。

1. 広報等を通じた啓発活動

広報ごうど、町のホームページ、社協だより、社協のホームページ、講演会などを通して福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉への参加意識向上を図ります。また、町内のボランティア等の地域活動の内容を積極的に紹介し、活動意欲の喚起と認知度の向上に努めます。

実施主体:社協・町

2. 各種イベントの開催

住民の福祉意識を高め、地域福祉活動への参加を動機づけることを目的に、町・社協・ボランティア団体等が協働で、各種イベントを開催します。

実施主体:住民等・社協・町

3. 出前講座の活用

町や社協の職員が地域に出向いて行う出前講座について、福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、住民の福祉への関心を高めます。

実施主体:住民等・社協・町

②福祉意識を育む教育の推進

住民の地域福祉活動への参画を促すため、様々な機会をとらえて、福祉に関する体験や学習機会の充実を図ります。

1. 福祉共育の展開

学校教育の中で、高齢者・障がい者との交流やボランティア活動などの福祉体験活動を通して、思いやりや他の者を理解する学びの機会を設け、福祉理解を深めます。また社協や社会福祉施設、地域の団体や人材と連携し、共に考え、支え合う地域づくりを推進します。

実施主体:住民等・社協・町

2. 地域づくり型生涯学習の推進

地域活動に興味や意欲はあるものの、行動に踏み出せない住民にとってのきっかけになるよう、身近な課題や本町の地域特性をテーマにした講座の開催を検討します。また、学びの成果を地域の課題解決に活かすことができるよう、社協と連携をして地域人材の活用を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

③ノーマライゼーション理念の普及

ノーマライゼーションとは、障がいのある人など社会的支援が必要な人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法です。わが国では、障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して、「障害者差別解消法」が平成28年(2016年)4月から施行されています。町及び社協は、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

1. 心のバリアフリーの推進

障がいや疾病に対する知識不足が、社会的排除につながることがあります。障がいのない人が車いす使用者用駐車場へ駐車したり、視覚障がい者用ブロック上に駐輪するなど、障がいのある人に配慮したまちづくりが進んでも、住民に理解がなければ住みよいまちにはなりません。障がいや疾病に対する知識を深め、困っている人に配慮した行動を住民一人ひとりがとれるよう、心のバリアフリーを推進します。

実施主体:住民等・社協・町

2. 不当な差別の解消に向けた啓発

様々な障がいについて知ることにより、障がいのある人についての誤解や偏見をなくし、障がいのある人もない人も地域で安心して共に暮らせる社会を目指すノーマライゼーション理念や、「障害者差別解消法」の浸透に努め、社会生活における不当な差別の解消を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

(2) ボランティアセンター機能の強化

施策の方向

アンケート調査結果において、ボランティア活動への参加に、(条件はあるものの)前向きな回答が約6割ありました。このことは、ボランティアを受け入れたい人と活動したい人を結びつける方法、何らかの動機づけ、機会があれば、より多くの人がボランティア活動に参加する可能性があることを示しています。

ボランティアセンターを設置する社協を中心として、今後のボランティア活動の促進に向け、住民へのボランティア活動参加の動機づけ、情報提供の充実を図り、潜在するボランティアの掘り起こしを行います。

主な取組

①ボランティア活動参加への動機づけ

ボランティア活動をしたいと思っていても、何をしていいか分からない方が多いと考えられます。そのため、ボランティア情報の提供、ボランティア団体の立ち上げ支援などに取り組みます。

1. ボランティア情報の提供

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町及び社協の広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけます。

実施主体:住民等・社協・町

2. 「町民ひとり1ボランティア」の推進

住民のボランティアに対する関心を高め、活動に結びつくよう「町民ひとり1ボランティア」を合い言葉にボランティア活動を推進・推奨します。

実施主体:住民等・社協・町

②ボランティア活動の推進

ボランティアセンターは、ボランティア活動に関するニーズの把握に努めるとともに、各種関係団体、社会福祉施設、NPO等とのネットワークの構築を図りながら、ボランティアに関する相談を円滑に対応できるよう、関係団体との定期的な情報交換等に努めます。

また、地域福祉活動の担い手となるボランティア団体の立ち上げを支援します。

1. ボランティアコーディネーター活動

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人と「ボランティア活動の支援を受けたい」という人をコーディネートし、ボランティア活動の活性化を図ります。

実施主体:社協

2. ボランティア団体等の連絡調整

ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア団体や関係機関などとの連絡調整を行い、活動上の課題解決や団体間のつながりづくりに努めます。

実施主体:社協

3. ボランティア連絡協議会の活動推進

神戸町ボランティア連絡協議会は、社協にボランティア登録をしているボランティアグループと個人ボランティアで運営されている団体です。交流会、研修会等の行事を通してボランティア同士の交流や情報交換をしながら、ボランティア同士が課題を共有し、部会研修等を通して資質の向上を図ります。

実施主体:住民等・社協

4. 区(自治会)の連携

区(自治会)は、地域福祉活動において、大きな役割を果たしています。また独自に活動しているボランティアグループが、区(自治会)などの地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より大きくなる可能性があります。

こうしたことから、社協及び区(自治会)をはじめとした地域組織は、自主的なボランティア活動に対し、協働で活動の展開に取り組みます。

実施主体:住民等・社協

③人材の発掘・育成

ボランティア活動への参加のきっかけづくりのための養成講座の開催に努めるとともに、ボランティア活動の推進役となるボランティアリーダーの育成に努め、ボランティア活動を促進します。特に、健康寿命の延伸に伴い高齢者の活力が高まっており、地域福祉活動の重要な担い手と考えられることから、高齢者が活躍できる環境づくりに取り組みます。

1. ボランティア養成講座の開催

住民のボランティア活動への参加意向を実際の活動に結びつけるために、参加へのきっかけづくりとなるよう、ボランティア養成講座を開催し、地域福祉を担うボランティアを育成します。

実施主体:住民等・社協

2. ボランティアリーダーの育成

ボランティア活動を展開するためには、推進役となるボランティアリーダーの役割が非常に重要となることから、ボランティアリーダーの育成に努めます。

実施主体:社協

(3) 地域の見守り体制の整備・推進

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

地域の見守りや声かけ活動は、アウトーチの基礎をなす重要な取組です。取組が停滞してしまうと、住民が困りごとを相談できないまま身体状態が悪化したり、虐待につながるなど、福祉分野において最も避けなければならない事態に発展するケースも少なくありません。

また、アンケート調査結果においては、地域のつながりの希薄化がみられ、持続的な地域の見守りや声かけ活動の必要性が高くなっているものと考えられます。

こうしたことに対して、地域において日常的な見守りや声かけを継続的に実施し、異常を感じた際には速やかに対応を検討できるように、住民や関係機関が緊密に連携できるネットワークの確立が求められます。

地域の中で活動する人や団体が連携体制(ネットワーク)をつくり、地域の見守り、声かけ等に取り組むことで、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進していきます。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
あんしん見守りネットワーク活動の結成割合 (結成可能な地区に対する結成割合)	80% (R4. 4. 1時点)	100%

※結成可能な地区とは、見守り対象者のいない地区と地域すでに独自の取組のある地区を除いたすべての地区。

重層的支援体制整備事業における区分

アウトーチ等を通じた継続的支援事業、支援会議

主な取組

①あんしん見守りネットワーク活動

ひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等について、見守りが必要と思われる方に対して、近隣住民や関係機関が見守り・声かけ活動等を行い、社会的孤立を解消し、課題の早期発見・早期対応につなげます。

また、ひとり暮らし高齢者の方には、救急及び緊急時のために緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を収納できる「救急医療情報キット」の設置を促進します。

実施主体:住民等・社協

※救急医療情報キットとは、氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れるプラスチック容器で、冷蔵庫に保管しておくことで緊急時に活用するものです。

②民間事業者等による見守り活動

新聞販売店、郵便局、宅配業者など、日常的に家庭を訪問する事業者等と連携し、見守り活動への協力を呼びかけることで、民間事業者を含めた地域ぐるみの見守り活動を促進します。

実施主体:住民等・社協・町

③あいさつ・声かけの励行

住民が地域に关心をもち、地域の人を知ることによって支援が可能になり、犯罪の抑止にもつながります。そのため、誰とでもあいさつを交わすことのできる地域づくりを推進します。また、地域で子どもを守るために、児童・生徒に対するパトロール、登下校時の見守り、交通安全指導などを通して、子どもへの見守り・声かけに取り組みます。

実施主体:住民等・社協・町

④必要な情報の共有

日常的な見守りや声かけにおいては、緊密な情報共有と早期のかかわりが重要ですが、その一方で、個人情報の取り扱いも慎重に行う必要があります。国の定める「支援会議」においては、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能としています。

こうした制度を準用するなど、住民にとって最善かつ適切な情報運用に取り組みます。

実施主体:住民等・社協・町

⑤虐待の防止

住民やサービス事業者、医療機関等が協力して、児童、高齢者、障がい者に対する虐待、あるいは配偶者への暴力の早期発見に努めるとともに、要保護児童・DV対策協議会や民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応します。

子どもの虐待については、行政と地域子育て支援センターなどが連携しながら、身近で利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、子ども家庭課、保健センター、幼稚園、学校、医療機関など、子どもと直接関わる部署において早期発見に努めるとともに適切な対応に努めます。

障がい者および高齢者の虐待については、障害者相談支援事業や包括的支援事業において、相談および早期の対応に努めていきます。

実施主体:住民等・社協・町

(4) 多様なつながりの促進

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

地域福祉の当事者は住民ですが、その活動やグループづくりを促進し、支援していくことは行政にも求められます。国、県の制度の活用はもちろん、それらにとらわれず町独自の仕組みや支援を、住民と行政の協働という視点で検討していきます。

また、既存の事業では対応できない制度の狭間による個別のニーズや複合課題に対応するためには、支援を必要とする人や世帯が、隣近所や地域と継続的なつながりを持つことが重要です。そのために、民生委員・児童委員などをはじめとした団体と連携しながら、支援を必要とする人や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援制度につなげます。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
三者協議の開催 (三者とは、区(自治会)、民生委員・児童委員、福祉推進委員を指す)	未実施 (R3実績)	年1回

重層的支援体制整備事業における区分 地域づくり事業

主な取組

①各種団体の情報交換と連携の促進

地域課題が複雑化・複合化していく中で、ひとつの事業者や団体だけでは、十分な対応ができないことが懸念されます。事業者や各種団体、民生委員・児童委員や福祉推進委員など、福祉に関する地域の情報や考え方を共有することも重要であり、情報交換と連携を促進します。

1. 事業者・団体間の情報交換と連携の促進

事業者や関係団体間の情報交換や連携を促進し、困難な事例への対応の向上につなげるとともに、多職種が連携したより効果的な対応につなげます。また、事業者や関係団体が協議する中で、地域の理解や協力が必要と考えられる内容については、区(自治会)や関係機関等に情報を伝え、広く横断連携ができるよう努めます。

実施主体:住民等・社協・町

2. 三者協議の開催

民生委員・児童委員は、活動の性質上、要援護者に関する個人情報を有しており、日々の活動には配慮が求められます。その一方で、福祉推進委員や区（自治会）は、個人情報保護の観点から、個人情報が行政から積極的に提供されることはなく、未然に支援を必要とする対象を認識することはできません。

そうしたことから、それぞれの活動は別個に推進されており、お互いの活動内容を十分に理解していないという状況も生まれています。今後、地域福祉活動を効果的に推進していくためには、それぞれの地区の状況に応じて、連携の在り方や役割分担について協議することを検討します。

実施主体:住民等・社協・町

②多様な交流の推進

世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化、コロナ禍の影響で、地域における顔の見える関係性が失われつつあります。対象者の属性を問わない居場所づくりや多様な交流を推進することで、住民の抱える課題に気づきやすい環境づくりにつなげます。

1. 多世代交流の推進

幼稚園や小学校において、祖父母や地域の高齢者とのふれあい事業を推進します。また、地域で実施されている自主的なつどい活動において、子どもや高齢者に限定せず、多様な住民のつどいに展開する支援を行います。

実施主体:住民等・町

2. 障がい者との交流

住民にとって、ひとり暮らしの高齢者や子育ての課題については比較的身近で、知る機会もありますが、障がい者を理解する機会は十分とはいません。障がい者の関わる地域行事への参加を促進し、多様な障がいへの住民の理解を深めます。

実施主体:住民等・社協・町

3. 多文化共生に向けた交流

外国籍の住民や国外にルーツをもつ子どもにおいては、単に言語だけでなく、文化への地域の理解が深まることで、安心して暮らすことができる地域になります。本町に暮らす外国籍の住民や国外にルーツをもつ子どもは、現時点では増加傾向にはありませんが、近隣では増加傾向となっている地域もあるため、状況に応じて多文化共生に取り組むことを検討します。

実施主体:住民等・社協・町

4. 伝統行事・祭りを通じた交流

町内には多くの伝統行事があります。子どもたちがこれらに参加することによって、地域の歴史や文化を学び、様々な感動を体験しながら、地域の多世代の住民とのふれあいができます。また、転入者との交流のきっかけともなります。さらに、新しい祭り・イベントづくりを通じて、地域の人々の新しいつながりが生まれます。これらの伝統行事やイベントを通じた交流を推進します。

実施主体:住民等

基本目標2 福祉のまちづくりの推進

(1) 地区ごとの福祉の仕組みづくり

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

ボランティア活動やサークル活動など、地域では様々な活動が行われています。活動内容はそれぞれ異なりますが、活動している団体や個人は重なっていることが少なくありません。地域福祉活動から新たな活動に結びつくこともあるれば、その他の活動が地域福祉活動につながることもあります。こうしたことから、地域の様々な課題を住民が共有し、ヒト・モノ・カネ・情報などの社会資源を活用することで、知恵と力を出し合い解決していくための仕組みづくりを行い、地域福祉活動の活性化を図っていくことが求められており、現在、下宮小学校区で実施している福祉委員会を全校区で実施できるよう推進します。

推進にあたっては、すでに地域で機能している活動については、重複せず一層活性化が図られるよう取り組みます。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
福祉委員会の実施校区	1校区 (R4. 4. 1時点)	4校区

重層的支援体制整備事業における区分

地域づくり事業

主な取組

①福祉委員会の推進

下宮小学校区で進めている福祉委員会を、全校区に広げていきます。具体的には、地域でのふれあいきいきサロンの開設、子育てサークルの開催や地域で子育て・子育ちを支援する活動、障がい者やひとり暮らし高齢者の見守り、災害時の支援体制づくりなど、地域福祉活動を総合的にとらえ、効率的な活性化を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

②コミュニティスクールの推進

令和4年度(2022年度)より町内全小中学校において、「地域と共にある学校づくり(コミュニティスクール)」に取り組んでおり、学校と住民が力をあわせて学校運営を推進します。それにより、学校を核とした地域ネットワークの形成を目指します。

またこの取組を通じて、地域と共に子どもたちの成長を見守り、子どもたちに対しても地域の一員としてコミュニティの重要性への学びを促します。

実施主体:住民等・町

(2) 社会的孤立への支援

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

複雑化・複合化する課題の背景には、社会的孤立の増加が影響しています。ワンオペ育児や家族の介護、ひとり暮らし高齢者など、世帯構成や福祉課題は様々であっても、誰にも頼れずにはひとりで悩みや困りごとを抱えるうちに深刻化していきます。

こうしたことから、多様な主体の参加を得ながら、地域ぐるみの支援サービスを展開していきます。また、子ども、高齢者、障がい者等の地域における交流を促進します。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
子育てサロン参加者数	延べ576人 (R3実績)	延べ1,200人
ふれあいいきいきサロン参加者数	延べ1,349人 (R3実績)	延べ5,000人

重層的支援体制整備事業における区分 地域づくり事業

主な取組

①子育て・子育ち支援等の充実

地域で孤立しやすい育児中の親のためのサロン活動や、地域ぐるみの子育ち支援の充実を図ります。また、子どもたちの多様な体験につながるよう、幼稚園や学校において、スポーツや体験型イベントなどの地域活動を推進します。

1. 住民による子育てサロン等の支援

子どもに対する虐待や孤立を早期に発見することは重要です。また、幼稚園に就園する前の子どもを持つ親の多くには、子育てに不安をもち、孤立感をもつ親がみられます。こうした子どもや子育て世帯の「助けて」に気づき支援につなぐ環境づくりを推進するため、地域のボランティア等が実施する親子の仲間づくりや遊び方を学ぶ場、また、食事や学習を提供する場など、地域の人との交流の場が持続的な取組になるよう支援します。

実施主体:住民等・社協・町

2. 多様な体験機会の充実

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、様々な感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもたちの多様な体験の機会を充実します。

実施主体:住民等・社協・町

3. 子ども・子育て支援拠点の充実

子ども・子育て支援の拠点として、子育ての不安や孤独感を解消し、子どもを生み・育てる楽しさを共感してもらうため、子育て世代の交流や情報提供の場となる子育て支援センター「おひさま」の活動を推進します。また、子育て世代の多様な働き方を支える見守り・支援体制の拡充について検討します。

また、子どもにとって自宅・学校以外でほっとできる場所(サード・プレイス)となる拠点の確保に取り組みます。

実施主体:住民等・社協・町

②地域包括ケア体制の推進

高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、できるだけ住み慣れた自宅で住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

1. 生活支援体制整備事業の推進

地域の生活支援ニーズに対し、ボランティアとのマッチングを行うとともに、ボランティアの育成に取り組みます。また、生活支援コーディネーターを中心として、定期的な情報共有・連携強化を検討する協議体の活動を推進します。

実施主体:住民等・社協・町

2. 高齢者助け合いサポート事業(ワンコインサービス)の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などのゴミ出し、蛍光灯の取替え、薬の貰い受け、話し相手などをワンコイン(100円・500円)で行う高齢者助け合いサポート事業(ワンコインサービス)を推進します。また、このサービスの対象を障がいのある人の世帯、ひとり親世帯などへの拡大について検討します。

実施主体:住民等・社協

3. ライフサポート事業(ちょびっとソポーター)の推進

「ちょびっとソポーター養成講座」の受講生を活用し、高齢者の日常生活のお手伝いをするライフサポート事業(ちょびっとソポーター)を推進します。前述の高齢者助け合いサポート事業(ワンコインサービス)に比べてより幅広く専門的な支援を目指し、事業の定着を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

4. ふれあいいきいきサロンの充実

高齢者にとって地域の交流や介護予防の拠点となるふれあいいきいきサロンを、持続的なものになるよう支援します。特にコロナ禍によって大幅に取組が減少していることから、地域と連携しながら、身近な地域にふれあいいきいきサロンが確保できるよう、取り組みます。

実施主体:住民等・社協・町

5. 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、住民の認知症に対する理解の促進を図るため、町全体が一体となって地域の見守り活動を展開する「チームオレンジ」の立ち上げに向けて、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を開催するとともに、「オレンジさんぽ声かけ訓練」の継続的な実施や、家族の会などの自助グループとの連携を促進します。

認知症カフェ事業を展開し、認知症の人やその家族、地域住民の誰もが交流を深める中で、情報交換や相談ができる場の充実を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

6. 地域ケア会議の推進

困難事例の解決や自立支援に向けて、医療・介護・福祉等多職種の協働・連携による地域ケア会議を継続的に開催します。

実施主体:町

7. 共生型サービスの導入

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に共生型サービスが位置付けられています。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイが対象となっており、介護保険サービスを障がい者も利用することができるよう、事業所と調整しながら導入を進めます。

実施主体:社協・町

③複雑化・複合化する課題への対応 【ひきこもり支援計画に係る施策】

地域課題が複雑化・複合化する中で、課題を抱えた人が地域から孤立しないように、地域や関係機関と連携しながら、必要な支援を推進します。

1. ひきこもり・ニートへの支援

ひきこもりやニートといった困難を抱える子どもや若者について、関係機関や地域と連携しながら、社会的自立に向けた支援を推進します。また、家族や地域に対して、ひきこもり・ニートについての啓発や支援制度等についての情報提供を行い、地域ぐるみの理解・協力を促進します。

実施主体:住民等・社協・町

2. ヤングケアラー^{*}への支援

ヤングケアラーの実態把握に努めながら、対象となる子ども・若者を把握した際には、関係機関や地域と連携しながら、教育や多様な体験の機会喪失にならないよう、支援を推進します。また、家族や地域に対して、ヤングケアラーについての啓発や情報提供を行い、地域ぐるみの理解・協力を促進します。

実施主体:住民等・社協

※ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。(家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。)

3. 多様な課題に対する支援

8050問題やダブルケア、セルフネグレクトなど、複雑化・複合化する様々な課題に対し、関係する部署や機関が連携し、課題を抱える人の話を傾聴しながら、相談支援等の窓口につなぎます。また、複雑化・複合化する様々な課題についての啓発や情報提供を行い、社会的孤立が起こらないよう、属性を問わない居場所づくりを推進するとともに、地域ぐるみの理解・協力を促進します。

実施主体:住民等・社協・町

(3) 人にやさしいまちづくり

施策の方向

高齢者や障がい者が利用しやすいまちづくりを目指し、建築物や道路などの都市環境はもちろん、住環境、就労環境、災害時における支援など生活全般に関して、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、わが国の刑法犯における再犯者の割合が増えている状況を踏まえ、犯罪等をした人が地域社会において孤立することなく、住民の理解と協力を得て立ち直ることで、再び地域社会を構成する一員として復帰することができる支え合いの社会の実現を図ります。

主な取組

①ユニバーサルデザインのまちづくり

町内の公共建築物、公共交通機関、道路等バリアフリー化を推進します。バリアフリー化の推進にあたっては、ICTのさらなる活用を促進し、高齢者や障がい者など、行動に制限を受ける人だけのためではなく、あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。

実施主体:住民等・町・県・国

②安心して暮らせる住環境の確保

【住宅セーフティネット法による供給促進計画に係る施策】

要援護高齢者や重度の障がい者が暮らしやすい住環境にするため、住宅改造を支援します。また、住宅の賃借が困難な低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者については、県の施策と連携をとりながら支援を行います。

実施主体:町・県

③防犯・防災対策

子どもや高齢者を災害や事故、犯罪から守り、誰もが安心して暮らしていくために、地域住民が協力して地域を守る取組を進めます。

1. 子どもの見守りの推進

上下校時の事故や犯罪を防止するため、小学校の児童に対する学校安全サポーターの活動を推進します。また、学校安全サポーターだけでなく、地域住民による子どもの見守りが行われるよう協力を呼びかけます。

実施主体:住民等・町

2. 地域住民による防犯活動の推進

住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを推進します。また、子どもが緊急時に避難できる「子ども110番の家」の登録件数の増加に取り組むとともに、見守り活動を補完する「防犯カメラ」の設置を促進します。

実施主体:住民等・町

3. 防災情報の提供

住民が自らを災害から守るために知識の普及・啓発を行うとともに、避難経路や避難場所・避難所などを周知します。また、災害発生直後の円滑な行動のために、タイムラインを住民や関係機関に対し共有します。

実施主体:住民等・町

4. 避難行動要支援者への支援

要介護状態のひとり暮らし高齢者や障がい者等が、災害時の避難行動に支援が受けられるよう、申請に基づき、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者リストを整備します。また、避難行動要支援者の個別避難計画の充実に努め、地区における更新作業の支援を行います。

実施主体:住民等・社協・町

5. 災害救援体制の整備

災害時に地域の自主防災組織が機能するよう、また、行政と自主防災組織等の連携が図れるよう、訓練の実施や情報提供の充実を図ります。さらに、近隣市町社協と連携して、災害ボランティアが円滑に活動できるよう体制づくりを進めます。

実施主体:住民等・社協・町

6. 災害ボランティアの養成

災害ボランティア養成講座の受講促進などを行い、災害に対応できるボランティアの育成を図ります。また、災害ボランティアセンター立上げ訓練・運営訓練を実施し、災害ボランティアの受け入れ態勢を整備します。

実施主体:社協

7. 福祉避難所の整備

災害時における福祉避難所施設利用について、協定施設と平時からの連携や情報共有に努め、避難生活に特別な配慮を必要とする方が安心して避難できるよう、緊急時の支援体制を整備します。

実施主体:住民等・町

④就労・能力活用への支援

就労は、社会の一員として自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、就労に関する支援を行います。

1. 高齢者への就労支援

シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、専門的知識や技能の習得のための講習会や研修会の開催に努めます。

実施主体:住民等・社協

2. 障がい者への就労支援

就労を希望する障がい者が、必要な訓練を受けられるよう、就労移行支援を推進します。また、農福連携により障がい者等の生きがいづくりや就労につながるよう、町内で展開される取組を支援します。

実施主体:住民等・社協・町

⑤立ち直り支援の推進 【神戸町再犯防止推進計画】

わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えており、犯罪等をした人が社会生活に復帰するための支援を進めることができます。

また、犯罪等をした人やその家族に対して、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、住民の根強い偏見や差別意識によって就職や住居確保が阻害されることが、依然としてわが国では起こっています。犯罪等をした人やその家族に対する不当な差別や偏見は人権侵害であることを、地域社会も認識していく必要があります。

こうした考え方のもと、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の抑制を目指します。

1. 再犯防止に関する地域の理解の促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解の促進に努めます。

また、高齢者や障がい者の再犯防止に向けて、地域における見守りや居場所づくりなど地域で支える体制の整備に努めます。

実施主体:住民等・町

2. 更生保護関係の支援者・団体との連携

大垣保護区保護司会及び更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実を図ります。また、犯罪等をした人の立ち直りを支援するために、更生保護関係の支援者・団体との連携を推進します。

実施主体:町

3. 自立支援の推進

犯罪等をした人が、仕事や住居に困った結果として再犯につながる例も少なくありません。再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援を、関係機関などと連携しつつ、充実を図ります。

実施主体:社協・町

(4) 地域共生社会に向けた体制整備

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

地域課題の複雑化・複合化に対し、重層的な支援が必要な事案については、本町は個別に判断し、支援会議を開催し対応しています。また、子育て世代包括支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど、福祉の分野ごとに包括的に対応する体制が整備されています。

今後は、様々な複合課題に対応できるよう、多機関での協働が機能するよう、よりよい横断連携体制を推進します。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
重層的支援会議・支援会議の効果的運用	設置済み	効果的運用

※本指標は数値的に評価するものではなく、毎年の開催状況、開催内容等、運用について精査し、効果的に実施できているか検証するものです。

重層的支援体制整備事業における区分 多機関協働事業

主な取組

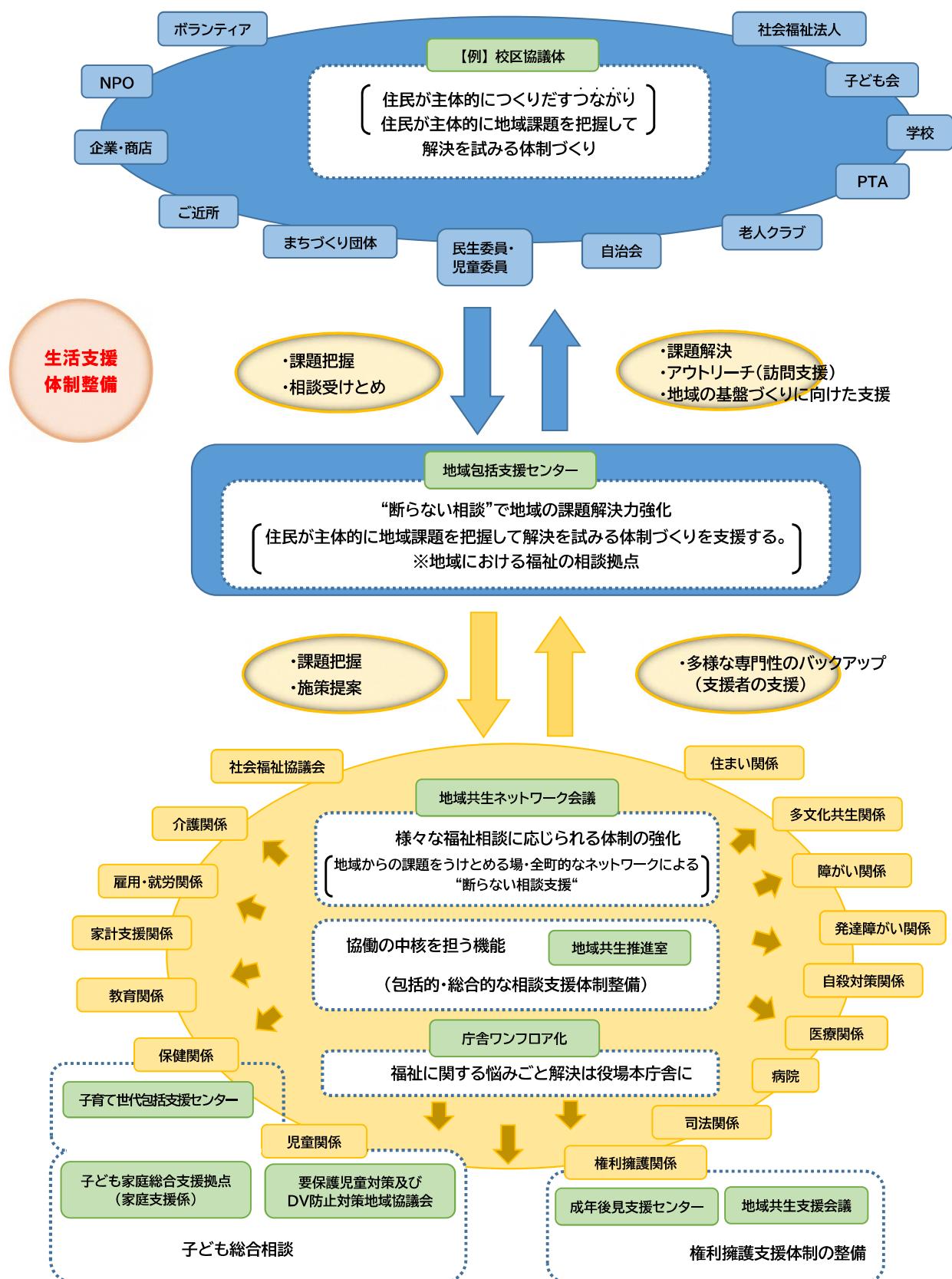
①地域共生社会に向けた連携の推進

府内体制を整備し、地域における横断的な連携体制を構築・推進するために、包括的な相談支援体制を整備します。

②ケースマネジメントシステムの充実

地域包括支援センターを中心として、高齢者や障がい者の地域における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供を総合的に行い、地域ケア会議を推進します。

地域における課題解決体制と包括的な相談支援体制の対応イメージ



基本目標3 安心して利用できるサービスの提供

(1) 福祉サービス利用の推進

【重層的支援体制整備事業】

施策の方向

子ども・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等の各分野において実施されている相談支援により、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供や連絡調整等を推進します。

活動指標

指標	現状値	目標値(R9)
総合相談の実績	4件 (R3実績)	— ※

※本指標は数値的に評価するものではなく、増減件数の要因を分析し、次年度の事業改善につなげるものです。

重層的支援体制整備事業における区分 包括的相談支援事業

主な取組

①福祉サービスの利用に関する情報提供

わが国の福祉施策は、援護を必要とする人からの申請に基づいてサービス等を給付することになっています。サービス等を知らないために受けることができない人がないよう、情報提供に努めています。

1. 住民への情報提供

町や社協の広報誌、ホームページなどによる情報提供をはじめ、子育て支援、介護保険、障がい者福祉、生きがい・健康づくり、ターミナルケア・人生会議などに関するパンフレット等を作成・配布します。また、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を通じて情報を提供します。さらに、地域における福祉活動の情報についても提供しています。

実施主体:社協・町

2. 関係機関・団体への情報提供

福祉サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、福祉推進委員、介護支援専門員、地域包括支援センター、ボランティア、NPO法人、事業者、医療機関などに福祉情報を提供します。

実施主体:社協・町

3. サービス利用に結びついていない要援護者への対応

介護サービスやその他の福祉サービスを利用するかどうかは個人の自由ですが、サービスが周知されていない、あるいは家庭に問題があつてサービス利用に結びついていない場合なども考えられます。このような要援護者にサービスが行き届くよう、さまざまなルートからサービスの周知を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

②総合相談体制の充実

要援護者や家族の相談に適切に対応することができる相談機関を設置し、要援護者が地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な相談支援体制の整備を進めます。

1. 相談機関の充実

高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、子育てサークルの育成や子育て不安の解消等を図る子育て支援センター、地域で生活する障がいのある人の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る基幹相談支援センター、地域の健康的な暮らしを支援する保健センター等の活動を充実していきます。

社協においても、心配ごと相談や権利擁護に関する相談など、様々な相談支援について、町の実施機関などの相談窓口と連携しながら、地域課題の把握・解決に取り組みます。

また、民間事業所や、サロンのような住民主体の取組の中でも、住民の困りごとを把握することがあるため、社協・町と連携を図ることで、町全体の相談支援体制の充実に努めます。

実施主体:社協・町

2. 相談事業の充実

民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員を相談員とした心配ごと相談、弁護士を相談員とした法律相談の充実を図ります。また、相談・指導機関の担当者、各種相談員の相談・指導能力の向上に向けた研修会の実施を促進します。また、住民、民生委員・児童委員、福祉推進委員などからの連絡に応じ、専門的な知識を持った相談員を派遣します。

実施主体:住民等・社協・町

3. 結婚相談の充実

結婚の希望を持つ方が希望をかなえられるように、結婚相談の充実を図るとともに、西濃地区結婚相談連絡会や各種団体と連携して婚活イベントを実施します。

実施主体:住民等・社協・町

4. 自殺対策の推進

自殺の未然防止に向け、それにつながる孤立や貧困等の生きづらさの問題に対して、関係機関との間での情報共有を行い、どこに相談しても適切な機関につながるよう連携ネットワークを強化します。また、自殺対策においては、住民一人ひとりがゲートキーパーになることが重要であることから、ゲートキーパー養成研修やフォローアップ講座を推進します。

実施主体:住民等・社協・町

③生活困窮者の自立支援

生活困窮者の早期把握のために地域の見守りを充実するとともに、支援が必要な人に対しでは横断的な連携のもとで支援を行います。

また、生活困窮対策として、低所得者などに対する経済的な自立支援として生活福祉資金貸付事業を実施します。また、フードバンク事業を地域の支援者と協働のもとで実施しており、今後さらに充実を図ります。

1. 生活困窮者支援等のための地域づくり

生活困窮者の早期把握のため、住民のニーズや生活課題の把握に努めるとともに、見守りをはじめとした地域活動の支援や支援情報の発信を推進します。また、就労支援や社会参加につながるよう、関係機関の連携を推進します。

実施主体:住民等・社協

2. 生活困窮者への横断的な対応

複合課題の多くに貧困が含まれており、生活困窮者自立支援の実施主体である県機関とともに、社協や本町が一次相談窓口としてそれぞれの役割を果たしながら、個別に連携した対応を協議・推進します。就労支援や家計改善などの自立支援に向けては、県機関と連携しながら相談支援を行います。

実施主体:県社協・県・社協・町

3. 生活福祉資金貸付事業

経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安心した生活を送れるよう支援します。

実施主体:県社協・社協

4. フードバンク事業の推進

生活に困窮している方や食料の支援が必要だと判断される方を対象に食料支援を行い、自立を促します。また、子ども食堂などの福祉関係団体事業などにも提供します。

また、住民や企業などへ、フードロス解消の意義及びフードバンク事業の広報啓発活動を行います。

実施主体:住民等・社協

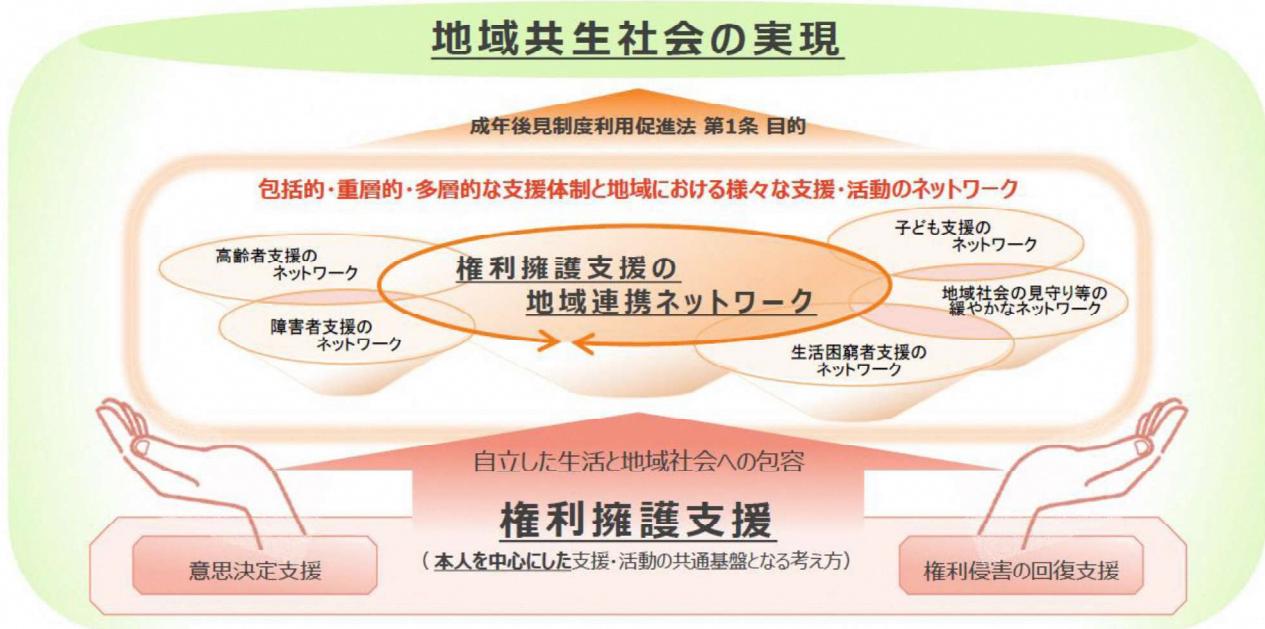
④権利擁護の支援 【神戸町成年後見制度利用促進計画】

高齢者や障害のある人など支援を必要とする方が増加傾向にある中で、支える家族の高齢化などの様々な要因が加わり、判断能力が十分でないために財産管理や契約行為を行うのが難しい方が、不当な契約などによる権利侵害を受けるケースの増加が懸念されます。

こうしたケースに対し、成年後見制度がこれまで運用されてきましたが、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という。)が施行され、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。また、利用促進にあたっては、地域住民の参画を得ながら、関係機関との協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進すべきものとされています。

こうした動きを受け、一般社団法人ぎふ権利擁護センターと連携をとりながら、権利擁護支援を推進します。

権利擁護支援から地域共生社会の実現につながるイメージ



資料:厚生労働省

1. 中核機関業務の推進

本町は、一般社団法人ぎふ権利擁護センターに中核機関業務を委託し、社協や家庭裁判所などの関係機関と連携のもと、成年後見制度の利用促進を図ります。

本町及び社協は一次相談窓口として、住民や関係機関等からの権利擁護に関する相談に対応し、成年後見制度利用の必要性が判断されたものについては、二次相談窓口としての中核機関につなぎます。

また、中核機関の主な業務、特に相談支援業務を効果的に推進することにより要援護者が自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度にだけ依らない権利擁護支援の選択肢を提供し、継続した支援を行います。

実施主体:社協・町

■中核機関の主な業務

- i 普及啓発業務
- ii 相談支援業務
- iii 成年後見制度利用促進業務
 - ア)受任者調整(マッチング)等の支援
 - イ)後見人の育成・活動の促進
 - ウ)関連制度からの円滑な移行
- iv 権利擁護支援チームの自立支援業務

2. 地域連携ネットワークの整備

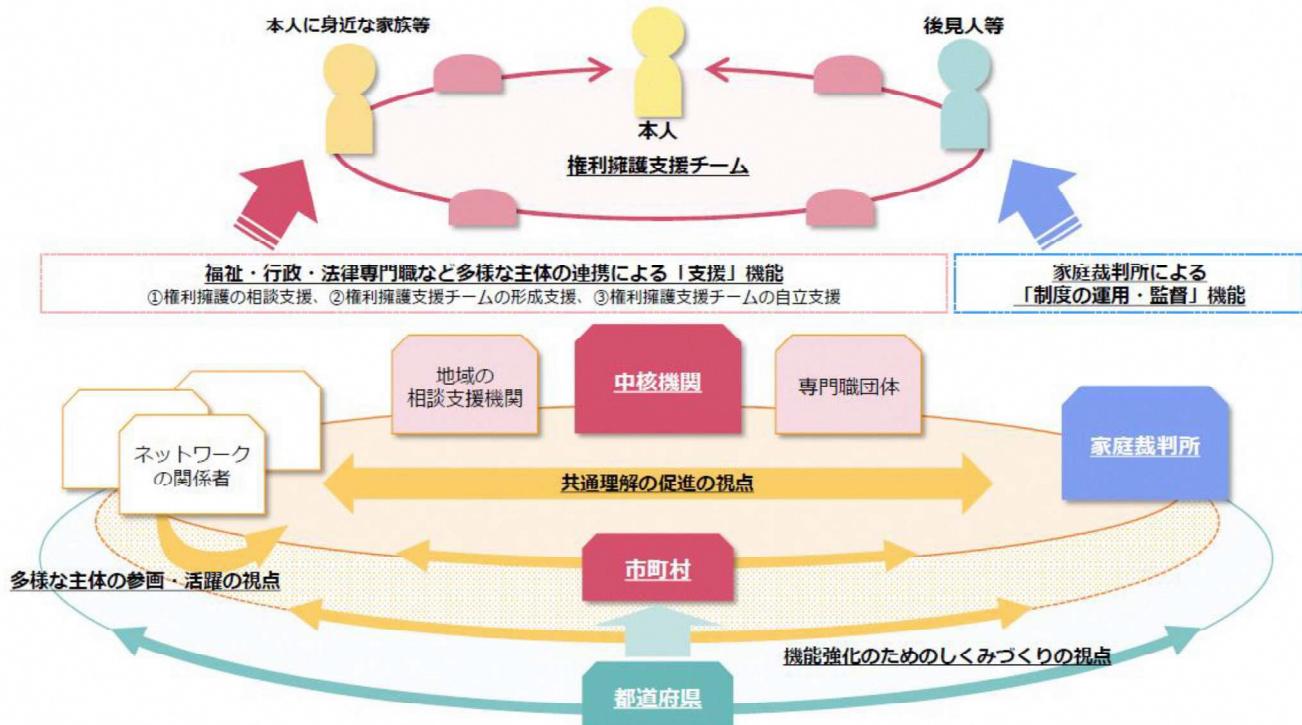
地域において、権利擁護支援に必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努め、「チーム」の支援を行います。

実施主体:社協・町

■地域連携ネットワークの機能

- i 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- ii 協議会等の体制づくり

地域連携ネットワークのイメージ



資料:厚生労働省

3. 日常生活自立支援事業の推進

社協においては、成年後見制度を補完する事業として、認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がい者の地域生活への移行を推進するために必要性が高まる事業と考えられるところから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。

実施主体:社協

(2) 福祉サービスの健全な展開

施策の方向

多様な福祉サービスを実施するために、サービス事業者参入促進やサービスの質の確保を図ります。また、住民がサービス提供者となる住民参加型のサービスの育成に努めます。

主な取組

①事業者・団体の参入促進

町や社協は、新たな福祉サービス事業やボランティア、NPO法人を立ち上げようとしている人等との情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの開発・推進を図ります。また、町および社協は、福祉関係のNPO法人の立ち上げに必要な支援等を行います。

実施主体:社協・町

②サービスの質の確保

良質なサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者の指導・監督、利用者からの苦情の解決、サービスを提供する人材の育成に努めます。

1. 事業者の指導・監督

良質なサービスが適切に提供されるようサービス提供事業者およびケアマネジャーの指導・監督に努めます。また、福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施を促していきます。

実施主体:町・県

2. 専門的な人材の育成

町、社協およびサービス事業者においては、必要な専門職の確保ならびに職員の資格取得の奨励、研修の実施などにより専門技術・知識の向上を図ります。

実施主体:住民等・社協・町

(3) 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

施策の方向

社協の機能強化を図り、民生委員・児童委員や福祉推進委員、学校、企業など、地域を支える一員と協働して地域福祉を推進します。

主な取組

①町と社協の連携強化

地域福祉推進の中心的な担い手である社協には、住民のニーズや課題を把握し、住民とともに解決策を考え、より住みやすい地域づくりを進めることが期待されます。人材交流などを推進し、町と社協は連携して地域福祉の向上を図ります。

実施主体:社協・町

②社協事務局体制の充実

福祉活動専門員が本来の業務を推進できる環境を整えるなど、社協事務局体制の強化を図ります。

実施主体:社協

③多様な機関との連携

福祉推進委員だけでなく、民生委員・児童委員、学校、保健・医療機関、福祉サービス事業者など、多様な機関との連携を図り、地域福祉の向上につなげます。

実施主体:住民等・社協・町

④共同募金の活性化

共同募金は、今後さらに地域福祉活動との連携を強化し、運動の活性化を図ります。また、地域福祉活動の財源のひとつとして、地域福祉活動やそれを行う団体に対して、趣旨に合致した活用に努めます。

実施主体:住民等・社協・町

※福祉活動専門員とは、地域の中で住民や関係団体、関係機関と連携しながら、地域の課題を解決するための地域福祉活動の推進をサポートする役職です。具体的には、福祉活動を推進させるための方策について調査や企画、連絡調整を行うほか、広報、指導などを行います。